

様式第3号（第12第2項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施ガイドラインに基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月5日

原村建設水道課長

1 業務の概要

(1) 業務名

原村地球温暖化対策実行計画に基づく具体的事業実施計画策定支援業務

(2) 業務の目的

「原村地球温暖化対策実行計画」を具体的に実施していくための事業手法の検討と目標達成に向けたロードマップの作製を行い、本村における温室効果ガス削減量の目標達成に資することを主な目的とする。

(3) 業務内容

- ① 原村地球温暖化対策実行計画に基づく具体的事業実施手法の検討及び施策・事業提案
- ② ①を踏まえた2030年度までの具体的ロードマップの作製
- ③ ワークショップ、委員会及び会議等の開催支援
- ④ 事業実施に向けた伴走的支援

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 業務の実施内容
- ② 業務の実施体制
- ③ 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項
- ④ 業務に要する経費及びその内訳
- ⑤ その他業務の目的を達するために有効な事項

(6) 業務の実施場所

原村内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和7年3月14日まで

(8) 費用の上限額

8,371,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行ったガイドライン第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 原村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（令和3年12月17日告示第40号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 原村暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 村税を滞納していないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 過去5年以内に、県内における同等又は類似業務の実績（平成31年度から令和5年度までに完了した業務の実績）を有すること。なお、同等又は類似した業務実績は、下記のアからウのうち2種以上の実績を有すること。（同一業務内で2種の実績を含むものも可とする。）

ア 地方公共団体における地球温暖化対策実行計画、ゼロカーボンロードマップ等策定支援業務

イ 地域脱炭素移行・再エネ推進事業等に係る事業計画策定支援業務

ウ 木質バイオマスエネルギー供給事業導入に向けた調査業務

- (7) 共同企業体で参加申し込みをする場合は、以下の要件をすべて満たしていること。
 - ア 共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - イ 共同企業体の代表構成員が申込者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複していないこと。
 - エ 共同企業体の代表構成員を含む全ての構成員が、上記(1)から(5)の要件を満たしていること。また、(6)については代表構成員を含む全ての構成員のうち少なくとも1者以上が満たしていること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第5号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第5号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
 - ① 同等又は類似業務の実績
 - ② 当該業務の実施体制
 - ③ 同等又は類似業務の実績についてはこれを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先
〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1
原村建設水道課環境係
電話 0266-79-7933
F A X 0266-79-5504
メール kankyo@vill.hara.lg.jp
- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和6年4月15日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
 - ② 提出先 3(4)に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設水道課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項
 - ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により建設水道課長から通知します。
 - ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により建設水道課長に対して非該当理由について説明を求められます。
 - ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
 - ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休

日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の審査の結果、応募資格を有する者には企画提案に係る参考資料を提供します。

参考資料

- ・原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）
- ・原村太陽光発電設備導入ポテンシャル調査業務結果

- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和6年4月18日 午後1時半から
(2) 開催場所 原村役場2階204会議室

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
(3) 受付方法 業務等質問書（様式第8号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
(4) 回答方法 建設水道課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年5月2日までに原村公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第10号による。
(2) 企画書の作成様式
様式第10号の附表(例)による。
(3) 企画書記載上の留意事項
① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
② 「7再委託の予定」又は「8企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
① 受付場所 3(4)に同じ。

- ② 受付期間 令和6年4月30日まで
午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第8号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年5月7日
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後3時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は提出期限までに建設水道課に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当
者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の実施内容	全体理解度 ・本業務の目的及び内容等の理解が十分であるか	5
	具体的事業実施手法検討及び施策・事業提案 ・手法の検討及び施策・事業提案に係る具体的手法及び枠組みが示されているか	15
	木質バイオマスボイラー導入に向けた調査 ・具体的調査手法が示されているか ・設備導入を見据えた調査になっているか	10
	事業実施に向けた支援 ・事業実施を見据えた具体的支援手法が示されているか	10
	ロードマップの作製 ・施策効果定量化の具体的手法が示されているか ・作成に係る具体的手法と作成イメージが示されているか	10

	ワークショップ、委員会、会議等の開催支援 ・各会議等の具体的開催手法が示されているか ・各会議等の参加者にとって分かりやすいものになっているか	5
2 業務の実施体制	業務の遂行に必要な体制（人員、スケジュール等）が確保されているか	10
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	過去の履行実績から、提案された手法の実現性は高いか	10
4 業務に要する経費及びその内訳	見積額の内訳及び算定根拠が示され、提案に対する妥当性があるか	15
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	地域特性に応じた施策の実施に有用な提案（独自提案等）がされているか	10
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和6年5月9日午後1時半から 原村役場2階201会議室
- ④ プレゼンテーションに係る留意事項
ア プレゼンテーションの時間は15分、質疑応答10分を予定していますが、企画提案者数により、上記内容を変更する場合があります。変更の際には事前に別途案内します。
イ プレゼンテーションについては6(6)企画提案の選定基準を踏まえた内容としてください。
ウ 業務を主に担当する者が必ず参加し説明をしてください。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により建設水道課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により建設水道課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第15号）及び企画提案評価会議評価書（様式第11号）を原村公式ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により建設水道課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第16号)により建設水道課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、原村公式ホームページに掲載します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1

原村建設水道課環境係

電話 0266-79-7933

F A X 0266-79-5504

メール kankyo@vill.hara.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。